

職場実習等

学園では、生活訓練及び職業訓練を積むことによって、各園生の生活能力や作業能力を向上させることと並行して、以下の手順で就労に至るまでの取り組みを進めています。

1 事業所見学(生活コース(1年目))

当学園の卒園生が働いている事業所を見学させてもらい、就労の現場を知るとともに、先輩の働きぶりを見て、園生たちは、就労への意欲を高めていきます。

2 職場体験実習(就労基礎コース(2年目))

学園から通勤(徒歩、自転車、バス、JR)できる鳥栖市及びその周辺にある事業所の協力を得て、2週間程度当該事業所で就労を体験するものです。(年間2回)

体験した園生は、自分なりに手ごたえを感じつつ、明らかになった課題、弱点などをその後の訓練等に生かしていくこととなります。(受入れ事業所からも評価表を作成いただきます)

なお、この体験実習で園生は、事業所の開始時間に間に合うように、起床～掃除～食事～身支度等を終え予定の時刻に出勤します。仕事を終え帰園して感じる疲労感も実習で得られる貴重な体験です。就寝までの夕食、洗濯、入浴、掃除等を手早くすまし、休息する時間を確保するよう動くようになります。

3 職場実習(就労実践コース(3年目))

卒園後に就労することを前提に、自宅(又はグループホーム等)から通勤できる県内の事業所で、雇用の適否を前提に実習を行うものです。

受入れ事業所で決められた実習プログラムに基づいて、まず4週間程度、第1回目の実習を行います。(6～7月頃)

この実習の状況を踏まえ、受入れ事業所が当該園生の雇用を検討できるときは、その後に4週間×2回程度の実習を経て、事業者と当該園生のお互いが雇用契約をしたいかどうかの意思確認をします。(10月～12月)

最終のまとめとして、年明け(1月～2月)に4週間程度の職場実習を行い、

雇用について、勤務時間や賃金、福利厚生等の勤務条件を確認し、就労を決定します。

なお、各回の職場実習で雇用が難しい場合や園生が実習先での就労を望まないときは、新たに別の事業所を開拓し、職場実習を重ねながら、事業所と園生がうまくマッチングするように支援を行います。

この実習は、多くの園生が自宅から通勤するため、生活が乱れやすくなることが懸念されることから、帰宅後の御家族のサポートも成功のポイントとなります。